

# 千葉県 の 監査

- 平成 24 年度版 -

千葉県 監査 委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については平成24年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については平成23年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね平成24年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

# 千葉県の監査 - 平成 24 年度 - 目次

## 第 1 監査等の概要

1 監査等の基本方針	1
2 監査等の対象	1

## 第 2 監査等の結果

定期監査	4
随時監査	17
行政監査	18
財政的援助団体等監査	19
例月出納検査	23
決算審査	24
基金運用状況審査	37
健全化判断比率等審査	38
住民監査請求	40
外部監査	41

## 【資料】

1 監査委員	42
2 平成 24 年度監査計画	43

(計画期間：24年9月～25年8月)

# 第 1 監査等の概要

## 1 監査等の基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を上げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を実施方針に基づき実施する。

実施にあたっては、外部監査の結果に留意し、合规性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証を行う。

また、監査結果等の情報を県民に速やか且つ分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

## 2 監査等の対象

平成 24 年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は次のとおりである。

区分	内 容	監査対象機関等
定期監査	平成 24 年度の会計において、県の財務に関する事務その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び経営に係る事業管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の本庁、出先機関(各種委員会等を含む)の全て、484 機関
随時監査	平成 24 年度は、指定管理者に対する指導状況が適正かを主眼に監査を実施した。	県の本庁のうち 1 機関
行政監査	平成 24 年度は、「税外未収金の債権管理について」をテーマに実施した。	平成 23 年度決算において税外未収金が計上されている所属及び総務部行政改革推進課
財政的援助団体等監査	県が財政的援助、出資若しくは支払保証を与えている団体及び県が受益権を有する不動産信託の受託者又は公の施設に係る指定管理者に対し、平成 23 年度の会計において当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の出資率が 25% 以上かつ事業規模 1 千万円以上の出資団体、県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校、県の補助金が 5 千万円以上の団体及び指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者、94 団体のうち 36 団体
例月出納検査	毎月の収入又は支出が適正かつ円滑に行われているかを中核とし、現金の出納の状況について総括的に検査した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金の出納

区分	内 容	監査対象機関等
決算審査	平成24年度の会計に係る決算書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営活動は経済性を発揮しているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
基金運用状況審査	特定目的のために定額の資金を運用するために設けた基金について、その運用が適正に行われているかを審査した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断比率等審査	平成24年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定が適正に行われているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
住民監査請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行うが、平成24年度に監査対象となる請求はなかった。	請求件数：12件 (取下げ、監査不能又は却下)

### 【注】 監査等の結果の処理

監査等(住民監査請求に基づく監査を除く。以下同じ。)の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

#### (1) 区分

##### ア 監査

(ア) 指摘事項

(イ) 注意事項

(ウ) 指導事項

##### イ 検査

(ア) 指摘事項

(イ) 注意事項

##### ウ 審査

(ア) 改善すべき事項

(イ) 留意すべき事項

#### (2) 基準

##### ア 指摘事項

(ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

##### イ 注意事項

(ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

##### ウ 指導事項

(ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合

(イ) 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な 事務の執行が図られると認められる場合

エ 改善すべき事項

指摘事項に準ずる。

オ 留意すべき事項

注意事項に準ずる。

## 第2 監査等の結果

### 定期監査

#### 1 監査の実施状況

(1) 平成24年度の県における事務や事業の執行全般を対象として、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、平成24年度は、普通会計及び企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施した。

#### ア 重点監査事項

(ア) 適正な経理処理の徹底について

a 普通会計

- ・需用費等の執行について
- ・収入未済について
- ・契約事務について
- ・公共事業の執行について

b 公営企業会計

- ・備消耗品費等の執行について
- ・契約事務について
- ・工事の執行について

(イ) 内部けん制体制について

(2) 監査の実施時期

平成24年9月から平成25年8月

(3) 監査対象は平成24年度の会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、平成24年4月1日現在の484機関の全てとした。

区分		監査計画数	監査実施機関数		
			実地監査	書面監査	計
普通会計	本庁	102	102	0	102
	出先機関	340	157	183	340
	計	442	259	183	442
企業会計	本庁	16	16	0	16
	出先機関	26	17	9	26
	計	42	33	9	42
合計	本庁	118	118	0	118
	出先機関	366	174	192	366
	計	484	292	192	484

## 2 指摘事項等の件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	102	2	13	27	0
	出先機関	340	13	53	123	1
	計	442	15	66	150	1
企業会計	本 庁	16	0	1	1	0
	出先機関	26	2	6	10	0
	計	42	2	7	11	0
合 計	本 庁	118	2	14	28	0
	出先機関	366	15	59	133	1
	計	484	17	73	161	1

## 3 指摘事項・注意事項・意見の概要

### (1) 指摘事項

(普通会計)15件

	機 関 名	事 項
1	松戸健康福祉センター	特別会計母子寡婦福祉資金の雑入(違約金)については、元利が遅延して償還された都度、元利の償還期日ごとに算定した額を調定すべきところ、元利総額の償還が終了するまでは違約金の回収が見込めないとして、元利総額が償還された時点で一括して違約金を調定する取扱いをしていたことにより、平成22年9月から平成24年8月までに発生した違約金1,085件5,763,900円について調定の欠落が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
2	我孫子高等技術専門学校	離職者等再就職訓練事業等委託契約において、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が2件(総額31,752,000円)、3か月以上6か月未満遅延している事例が33件(総額156,057,275円)認められた。このように当校の主要事業である委託訓練の支出負担行為が多数遅延していることは、契約事務等を円滑に進めるための執行体制に著しく適正を欠くと認められることから、今後は、適正な事務手続を行うこと。



3	野田健康福祉センター	<p>特別会計母子寡婦福祉資金の雑入(違約金)については、元利が遅延して償還された都度、元利の償還期日ごとに算定した額を調定すべきところ、不徴収事由に該当しないことを確認した違約金のみ調定する取扱いをしていたことにより、平成21年11月から平成24年10月までに発生した違約金 175 件 834,500 円について調定の欠落が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
4	柏児童相談所	<p>民生費負担金(児童措置費負担金)については、新たに主務課との共同による滞納処分を開始しているものの、平成 24 年 12 月末現在で 23,269,400 円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>収入未済の早期解消には主務課のより積極的な対応が望まれるところであり、主務課との連携強化を図り効果的な対策に取り組むなど、徴収対策に万全を期すこと。</p> <p>なお、本事項は、前回定期監査において注意事項としたが改善の効果が十分には認められないため、指摘事項とするものである。</p>
5	夷隅土木事務所	<p>道路使用料について、調定が 3 か月以上遅延している事例が 1 件 (5,370,239 円)、1 か月以上 3 か月未満遅延している事例が 1 件 (21,284,228 円)認められたことから、今後は、適正な事務手続を行うこと。</p>
6	柏土木事務所	<p>道路使用料について、調定が 3 か月以上遅延している事例が 42 件 (2,050,277 円)、土地使用料、家屋使用料、道路使用料、河川水面使用料について、1 か月以上 3 か月未満遅延している事例が 78 件 (56,452,410 円)認められた。</p> <p>前回定期監査においても調定の遅延があり、指摘事項としたが改善が認められないので、一層の改善を図り適正な事務手続を行うこと。</p>
7	健康福祉部健康福祉指導課	<p>健康福祉指導課内で、過去に預かった社会福祉団体に渡されるべき寄附金が発見されたことから、今後は再発防止に向けた取組を徹底すること。</p> <p>また、帰属が不明の規定にない現金等が発見された。</p> <p>現金等は相当以前から存在したと思われ、その一部は私的なものとも推測されるが、規定にない現金等については、適正な処理を行うこと。</p>

8	健康福祉部児童家庭課	<p>特別会計母子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入(貸付金返納等)及び寡婦福祉資金元利収入(貸付金返納等) 340,855,308 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>収入未済の解消に向けては、児童家庭課と健康福祉センターが一体となった取組が不可欠であるが、両者による検討会議の開催等、収入未済の解消に向けた新たな取組が認められる。</p> <p>しかしながら、収入未済額は依然として増加していることから、さらに両者の連携を強化し、速やかな収入未済の解消に向けて取り組むこと。</p> <p>また、貸付に当たっては当該貸付制度の趣旨を十分説明し、収入未済の発生防止に努めるとともに、違約金においては、明確な基準による適正な債権管理を行うこと。</p>
9	市川児童相談所	<p>民生費負担金(児童措置費負担金)に係る収入未済について、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>主務課との連携強化を図り効果的な対策に取り組むなど、徴収対策に万全を期すこと。</p> <p>なお、本事項は、前回定期監査において注意事項としたが収入未済の解消に向けた取組が不十分と認められるため、指摘事項とするものである。</p>
10	北部林業事務所	<p>平成 23 年度発注工事について、積算の誤りに起因する 7,181,269 円の過大な支出が認められた。</p> <p>今後は同様の事例を発生させないよう、再発防止対策を徹底すること。</p>
11	銚子土木事務所	<p>平成 23 年度に発注した県単交通安全対策及び県単道路維持合併工事(7,297,500 円)について、当事務所の元次長が、入札談合を助長したとして平成 24 年に逮捕・起訴され、その後有罪判決を受けた。</p> <p>県土整備部では、平成 25 年 2 月に指名業者選定審査会の充実のためチェックリストを作成するとともに、出先機関におけるコンプライアンス推進体制を整備するなど、新たな取組を実施しているが、今後は、このような取組を適切に実施し、内部けん制機能の強化や職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、再発防止に取り組むこと。</p>

12	安房土木事務所	<p>国有土地使用料について、調定が3か月以上遅延している事例が1件(2,135,360円)、国有土地使用料、道路使用料、海岸保全区域使用料、河川水利使用料、河川水面使用料、港湾施設用地使用料及び都市公園使用料について、1か月以上3か月未満遅延している事例が397件(102,522,122円)認められたほか、岸壁物揚場使用料等に係る納期限の設定に適正を欠く事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
13	君津土木事務所	<p>道路使用料について、調定が3か月以上遅延している事例が8件(9,954,439円)、土地使用料、道路使用料、都市公園使用料、土地貸付収入について、1か月以上3か月未満遅延している事例が87件(59,640,444円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
14	葛南土木事務所	<p>都市公園使用許可及び道路占用許可等業務について、決裁を経ずに許可書を作成し公印を不正使用するなどの不正な事務処理が認められた。</p> <p>また、使用料相当額の一部を職員個人名義の口座に納入させ、県に入るべき使用料が未納となっている状況が認められた。</p> <p>これは、管理監督者による確認が十分でないなど、内部のけん制体制の不備やコンプライアンス意識の欠如等によるところが大きいものであり、昨年度の監査において、調定の遅延及び欠落について指摘したにもかかわらず、事務処理が改善されていなかった。</p> <p>本件については、不正な事務処理に係る件数、金額等をさらに精査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止に向けた執行体制の改善を図ること。</p>
15	印旛沼下水道事務所	<p>行政財産使用許可に伴う光熱水費について、平成24年4月から平成25年1月までの電気料金(396,514円)の調定が欠落していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>

(企業会計)2 件

	機 関 名	事 項
1	こども病院	受変電設備改修工事(14,874,300 円)に係る入札執行後において、入札手続に瑕疵(最低制限価格の誤認)があったことが判明し、平成 24 年 4 月 24 日付けで落札業者との契約を解除した。その後、契約解除に同意した業者から県に対して損害賠償の請求があり、県はこれに応ずることとし、解決金として 150 万円を支払った事例が認められた。入札執行事務に、著しく適正を欠き県に損害を与えたことは誠に遺憾である。今後は、手続に慎重を期するとともに、内部けん制体制が十分機能するよう再発防止対策を講じること。
2	循環器病センター	行政資産使用料について、調定が 3 か月以上遅延している事例が土地賃借料 5 件(69,400 円)、建物使用料 8 件(1,718,568 円)認められたことから、今後は、適正な事務手続を行うこと。

( 2 ) 注意事項

(普通会計)6 6件

	機 関 名	事 項
1	東葛飾旅券事務所	適切な管理が行われていなかったことにより、住基ネット識別カードを紛失した事例が認められた。今後は、識別カードの適切な管理を行い、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を徹底すること。
2	消防学校	普通財産の貸付に係る土地貸付収入等について、8 件 480,526 円の調定が 3 か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は、適正な事務手続を行うこと。
3	動物愛護センター	犬ねこ等収集業務委託契約(15,640,800 円)に係る一般競争入札の執行において、開札前に入札価格と同額が記載された内訳書をファクシミリで送付させたことにより入札を取消し、再度入札を実施したことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
4	中央図書館	書誌情報作成業務委託契約(単価契約、年間予定金額 2,100,998 円)について、予定価格の決定に誤りが認められ、また、視覚障害者用事務機器等賃貸借契約(26,245,800 円)について、予定価格を記載した書面を作成していなかったことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

5		警備業務委託契約(2,646,000 円)の執行において、予定価格を記載した書面を作成していなかったことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
6	船橋高等学校	保健室体重計廃棄業務委託契約(6,300 円)において、体重計は産業廃棄物であるにもかかわらず、収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に委託していたこと、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める委託契約書による委託契約をしていなかったことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
7	千葉大宮高等学校	行政財産を目的外使用させているにもかかわらず、使用許可手続を行っていない事例が認められたことから、今後は適正な事務処理を行うこと。
8	行徳高等学校	化学実験試薬の紛失事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
9	鎌ヶ谷高等学校	産業廃棄物収集運搬処分業務委託(82,425 円)の契約事務において、処分業許可を受けていない者と委託契約を締結し、最終処分については処分業許可を受けている業者に再委託していたこと、及び記載事項が不十分な請書にて契約締結していたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
10	柏陵高等学校	消防用設備等点検委託契約(511,360 円)の執行にあたり、予算額を上回る設計金額及び予定価格を設定し、不足分の予算措置を行わないまま契約手続をしていたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
11	大多喜高等学校	粗大ごみ(産業廃棄物)処理業務委託契約(133,350 円)において、処分業許可のない業者から収集運搬業務及び処分業務の見積を徴取し、その後収集運搬業務及び処分業務それぞれの許可を持つ業者と別々に契約が締結されているが、契約の事務手続に不備が認められたことから、今後は、適正な事務手続を行うこと。
12	安房拓心高等学校	粗大ごみ等(産業廃棄物)収集運搬(処分)業務委託(389,130 円)の契約事務において、処分業許可を受けていない者と委託契約を締結し、最終処分については処分業許可を受けている業者に再委託していたこと、及び記載事項が不十分な請書にて契約締結していたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
13	船橋特別支援学校	スクールバス運転等業務委託契約他1件(総額21,506,100 円)の執行において、予定価格を記載した書面を作成していなかったことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
14	柏特別支援学校	除染工事請負契約(8,610,000 円)の執行において、最低制限価格の決定に誤りが認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

15	楨の実特別支援学校	スクールバス運転等業務委託契約(5,751,900円)の執行において、予定価格を記載した書面を作成していなかったことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
16	東上総児童相談所	民生費負担金(児童措置費負担金)については、平成24年11月末現在で、17,337,720円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
17	香取農業事務所	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等については、平成24年11月末現在で、18,523,712円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
18	畜産総合研究センター	役務費の執行において、支出負担行為が3か月以上6か月未満遅延している事例が認められた。前回定期監査においても支出負担行為の遅延があり、注意事項としたが改善の効果が認められないので、今後は適正な事務手続を行うこと。
19	南部林業事務所	特別会計林業・木材産業改善資金貸付金元利収入については、平成24年10月末現在で39,590,000円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
20	木更津区画整理事務所	金田西特定土地区画整理事業補償契約(17,052,500円)について、補償物件のうち一部の物件の移転が完了していないにもかかわらず、契約金額の残額5,122,500円を支払っていた。今後は、適正な事務手続を行うこと。
21		需用費の執行において、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
22	柏区画整理事務所	県単つくばエクスプレス沿線整備委託(物件調査その3)契約(1,680,000円)の執行に当たり、最低制限価格の決定に誤りが認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
23	手賀沼下水道事務所	手賀沼終末処理場水処理第6系列(伸縮継手)耐震補強関連付帯工事及び手賀沼流域下水道管渠築造工事(南部第一幹線962工区)関連付帯工事において、工事請負代金(総額2,520,000円)の支払時期が1か月以上遅延していたことから、今後は、適正な事務手続を行うこと。
24	君津高等学校	警備業務委託契約(2,646,000円)の執行において、予定価格を記載した書面を作成していなかったことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

25	市川昂高等学校	<p>平成 24 年 4 月から 11 月にかけて、保護者又は生徒が現金で納入した学校徴収金について、813,320 円が着服される事故が発生した。</p> <p>今後は、こうした事故が発生しないよう、学校徴収金の事務処理においても現金の適正な管理の徹底や、内部けん制体制の確立など事務処理体制の整備に努めること。</p>
26	野田特別支援学校	<p>グリストラップ清掃業務委託(29,925 円)において、産業廃棄物処理業の許可を受けた者へ委託すべきであるにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を受けていない者と委託契約していたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
27	千葉聾学校	<p>警備業務委託契約(1,953,000 円)において、契約金額を決定する際の見積価格を予定するために必要な設計書が作成されていなかったことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
28	千葉盲学校	<p>厨房調理機器他清掃及び産業廃棄物処理業務委託(346,500 円)において、産業廃棄物処理業の許可を受けた者へ委託すべきであるにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を受けていない者と委託契約していたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
29	松戸特別支援学校	<p>スクールバス等燃料の単価契約に係る事務において、適正な見積書の提出が 1 者のみの見積り合わせを実施したこと、予定価格を超えた金額で契約締結を行ったことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
30	千葉南警察署	<p>行政財産使用許可に伴う光熱水費について、1 件 220 円の調定が欠落していたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
31	柏警察署	<p>証拠品を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
32	勝浦警察署	<p>未交付の運転免許証及び自主返納された運転免許証を外部に持ち出し毀棄した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
33	防災危機管理部危機管理課	<p>備蓄倉庫借上げ契約(5,100,000 円)について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
34	健康福祉部健康福祉指導課	<p>平成 23 年度実施の介護職員等対象の喀痰吸引等研修事業委託(28,000,000 円)について、年度内に未完了であったにもかかわらず、履行確認の不備により全額を支払った事例が認められた。</p> <p>また、未完了であった事実を把握した時点で速やかに是正処理を行うべきところ、未完了相当額の返還及び未完了分を平成 24 年度に継続実施した事業の契約手続が遅延していた事例が認められた。</p> <p>今後は、適正な履行確認及び事務手続を行うこと。</p>

35	健康福祉部児童家庭課	雑入(児童扶養手当返還金)24,415,758 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
36	健康福祉部障害福祉課	土地使用料について、調定額の誤りが1件認められた。 また、土地使用料及び家屋使用料について、調定の遅延及び納期限の設定誤りが4件(29,600円)認められた。 今後は、適正な事務手続を行うこと。
37		行政財産を目的外使用させているにもかかわらず、使用許可手続を行っていない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
38	健康福祉部衛生指導課	日本政策金融公庫融資に係る推薦事務業務委託(100,000円)について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
39	環境生活部水質保全課	海水浴場放射能濃度モニタリング調査業務(1,186,500円)について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
40	環境生活部廃棄物指導課	雑入(行政代執行費用等原因者償還金)720,521,525 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
41	商工労働部経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入(償還金等)46,304,718 円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
42	農林水産部安全農業推進課	雑入(補助金返還金)16,320,000 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
43	県土整備部都市整備局住宅課	県営住宅使用料366,753,776 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
44	教育庁企画管理部財務施設課	特別会計奨学資金の雑入(奨学資金貸付金返納)24,459,759 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
45	教育庁教育振興部教職員課	日々雇用職員の賃金について、17,460 円分の過払いが認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。



46	海匠健康福祉センター	<p>特別会計母子寡婦福祉資金の雑入(違約金)に係る収入未済について、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>主務課との連携強化を図り効果的な対策に取り組むなど、回収措置に万全を期すこと。</p> <p>なお、本事項は、前回定期監査において指導事項としたが収入未済の解消に向けた取組が不十分と認められるため、注意事項とするものである。</p>
47	中央児童相談所	<p>民生費負担金(児童措置費負担金)については、平成 25 年 3 月末現在で 27,200,832 円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
48		<p>廃灯油の処分(5,250 円)について、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者へ依頼していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
49	富浦学園	<p>民生費負担金(児童福祉施設費負担金)に係る収入未済について、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>主務課との連携強化を図り効果的な対策に取り組むなど、徴収対策に万全を期すこと。</p> <p>なお、本事項は、前回定期監査において指導事項としたが収入未済の解消に向けた取組が不十分と認められるため、注意事項とするものである。</p>
50	千葉農業事務所	<p>「ちば」千産千消と旬をめぐる食育体験プラン事業業務委託(144,500 円)について、複数者から見積書を徴取すべきところ、1 者のみから見積書を徴し、契約相手方を決定していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
51	夷隅農業事務所	<p>プリンター、ファックスの廃棄(17,850 円)について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に依頼していた事例並びに法令で定められた事項を記載した契約書を作成していなかった事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
52	長生農業事務所	<p>プリンターの廃棄(3,150 円)について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に依頼していた事例並びに法令で定められた事項を記載した契約書を作成していなかった事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
53	印旛農業事務所	<p>特別会計就農支援資金の貸付金元利収入については、平成 25 年 2 月末現在、15,456,000 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。</p>

54	海匠農業事務所	特別会計就農支援資金貸付金返納については、平成 25 年 3 月末現在で 23,879,274 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
55	山武農業事務所	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等については、平成 24 年 12 月末現在、17,869,273 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
56	北部林業事務所	県単森林整備事業補助金(1,558,000 円)について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
57	南部漁港事務所	船形漁港の防波堤等にテンドーボート等が置かれている状況について、適切な管理のあり方の検討を進めること。
58	農林総合研究センター	個人情報を含む農薬販売所立入検査票等を紛失した事例が認められたことから、今後はこのような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
59	花植木センター	行政財産を目的外使用させているにもかかわらず、使用許可をせず、使用料を徴収していない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
60	市原土木事務所	公用車燃料の単価契約に係る事務について、予定価格調書を作成せずに見積り合わせを実施し、予定価格を超えた金額で契約締結を行った事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
61	印旛土木事務所	日々雇用職員の賃金について、12,774 円の過払いが認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
62	海匠土木事務所	プリンターの廃棄(8,400 円)について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に依頼していた事例並びに法令で定められた事項を記載した契約書を作成していなかった事例が認められた。 また、浄化槽の保守点検(179,025 円)について、千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例で定める登録の有無を確認せず、登録をしていない業者へ委託していた事例が認められた。 今後は、適正な事務手続を行うこと。
63	山武土木事務所	行政財産使用許可について、許可方法及び使用料の算定の誤りが 9 件認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
64		雑入(行政代執行費用等)については、平成 24 年 12 月末現在で 63,427,840 円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

65	旭警察署	地下埋設 A 重油タンク保守・清掃点検業務委託(75,600 円)により発生する廃油の処分について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に委託していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
66		証拠品を窃取された事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

(企業会計)7件

		事 項
1	市川水道事務所	不用品売却に係る未収金(1,702,184 円)について、千葉県水道局財務規程において納期限経過後二十日以内に督促状を発付することが定められているが、昨年度に引き続き督促状未発付の事例が認められ、前回の監査において指導事項とした事項についての改善の効果が認められないことから、今後は適正な債権管理を徹底すること。
2	こども病院	過年度医業未収金(患者自己負担分)については、平成 24 年 9 月末現在 23,342,789 円と多額であることから、引き続き発生防止の徹底と回収対策の強化を図り、縮減に努めること。特に、職員の未納に対して督促状を発行していない事例も認められたことから、今後は適正な債権管理を徹底すること。
3	佐原病院	不動産の貸付けに係る貸付料について、収入調定事務の遅延などにより、5 件 636,302 円が未収となっていることから、債権の回収に努めるとともに、適正な債権管理を徹底すること。
4	企業庁 管理・工業用水部 財務課	土地等の貸付けに当たっては、貸付料の減免額の縮減を図ること。また、貸付料を免除して長期間貸し付けている土地等については、売却又は返還を求めるなど適正な対応を図ること。
5	救急医療センター	過年度医業未収金(患者自己負担分)については、平成 24 年 12 月末現在 57,004,356 円と多額であることから、引き続き発生防止の徹底と回収対策の強化を図り、縮減に努めること。
6	循環器病センター	過年度医業未収金(患者自己負担分)については、前年度と比較して減少しているものの、平成 25 年 2 月末現在 44,814,700 円と多額であることから、引き続き発生防止の徹底と回収対策の強化を図り、縮減に努めること。

7	東金病院	随意契約による医療機械保守業務委託契約 4 件(合計 15,593,550 円)、診療材料購入契約 1 件(単価契約)及び医療機器賃借契約 2 件(単価契約)について、千葉県病院局財務規程第 140 条に定める、予定価格調書を封書にすることを行わずに契約事務を行っていたことが認められた。今後は、予定価格調書を封書にすることを厳守のうえ、適正な契約事務手続を行うこと。
---	------	--

(3) 意見

(普通会計) 1 件

	機 関 名	事 項
1	印旛沼下水道事務所	花見川終末処理場植栽地管理業務委託契約において、事前に予定価格が公表されていない中で落札価格が低入札価格調査基準価格と全くの同額となっている。 このような不自然な入札結果となったことについて、主務課と連携して、その原因を検証・分析し、適切な入札事務の執行に取り組むこと。

## 随時監査

### 1 随時監査の実施状況

(1) 随時監査の実施について、監査計画においては、「県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度委員が協議して定める。」とし、監査委員が必要と認めるときに実施することとしており、平成24年度は指定管理者に対する指導状況が適正かを主眼に1機関に対する監査を実施した。

(2) 監査の実施時期

平成25年5月2日

(3) 監査実施機関

普通会計 1機関(本庁)

### 2 指摘事項等の件数

区分	監査実施数	指摘等の件数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	1	0	0	3	0

### 1 行政監査の実施状況

- (1) 行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうか、について監査を行うものであり、平成24年度は次のテーマにより実施した。

監査のテーマ：「税外未収金の債権管理について」

- (2) 監査の実施時期

平成24年8月から平成25年3月

- (3) 未収金に係る債権管理や徴収事務が法令等に基づいて適正に執行されているか詳しく分析・検証し、今後の収入未済の縮減に寄与することを目的に監査を実施した。

### 2 監査の結果

監査の結果、平成23年度は、普通会計で26億1,630万余円、公営企業会計で8億7,690万余円、全体で34億9,320万円の収入未済額があり、債権の管理体制や債権管理事務が必ずしも十分に機能しているとは言い難い状況が認められたことから、次の事項について意見を付した。

【意見の概要】

- (1) マニュアル等の整備・充実を図る必要がある。
- (2) 研修の強化に努める必要がある。
- (3) 収納方法の拡充について検討する必要がある。
- (4) 現行の法令に定める事務処理を徹底する必要がある。
- ・債権管理の基本的な取組について徹底する必要がある。
  - ・資産調査等について徹底する必要がある。
  - ・分納の取扱いについて県として統一的な判断の下に行われる必要がある。
  - ・滞納処分又は強制執行について確実に実施する必要がある。
  - ・債権の放棄について適切な時期に見極め、確実に実施する必要がある。
  - ・以上の取組を実現させるための体制を早急に整備する必要がある。
- (5) 徴収体制の一元化について検討する必要がある。
- (6) 業務委託について可能性を検討する必要がある。

## 財政的援助団体等監査

### 1 監査の実施状況

(1) 平成23年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については消耗品費等の物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、さらに、県等からの受託の状況を把握し、それに基づく再委託契約が適正であるかを重点において実施した。

#### (2) 監査の実施時期

平成24年9月から平成25年3月

(3) 監査対象は平成23年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、県の出資率が25パーセント以上かつ事業規模1千万円以上の出資団体 県の補助金が3億円以上の私立高等学校 県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く) 指定管理料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く)とし、そのうち36団体について監査した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資団体	35	19	1	20
補助金交付 私立高等学校	25	5	2	7
その他の援助 (補助)団体	19	4	0	4
指定管理者	15	5	0	5
計	94	33	3	36

## 2 指摘事項等の件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資団体	20	5	8	12	4
補助金交付 私立高等学校	7	0	1	1	0
その他の援助 (補助)団体	4	0	0	2	0
指定管理者	5	0	2	2	0
計	36	5	11	17	4

## 3 指摘事項・注意事項の概要

### (1) 指摘事項

(出資団体)5件

	事 項
1	<p>公益財団法人千葉県私学教育振興財団</p> <p>有価証券等で多額の評価損が発生していたことの原因は、資金運用体制やリスク管理体制の不備が大きな原因と考えられるため、今後、速やかに、規程の整備、外部専門家による助言など運用体制を整備するとともに、取得する金融商品の見直し、資金ごと、金融機関ごとの運用限度額の設定など、リスク管理の徹底に努めること。</p> <p>また、理事及び監事は、それぞれの責務を十分認識し、理事会の機能が十分発揮されるよう責任をもって取り組み、寄附行為や諸規程に基づき適正に実施すること。</p>
2	<p>東葉高速鉄道株式会社</p> <p>平成23年度決算において、当期純利益を計上したものの、依然として381億9,783万円余りの債務超過となるなど、極めて厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。</p>
3	<p>社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団</p> <p>県有施設である千葉リハビリテーションセンター内に設置している理容室等については、長年にわたり行政財産使用許可手続がなされていないことが認められたことから、適正な使用許可手続を行うなど、是正改善の処置を講ずること。</p>

4		平成23年度決算において、6,243万円余りの当期純利益を計上したものの、依然として54億3,844万円余りの債務超過となるなど極めて厳しい経営状況にあるので、引き続き経営の改善に努めること。
5	千葉県住宅供給公社	調停に代わる決定の際に策定された特定優良賃貸住宅の事業計画では、平成17年度以降収支均衡をさせることとしていたが、平成23年度決算においても、特定優良賃貸住宅事業のうち一括借上方式の事業損失が、4億7,719万円余り認められることから改善を図ること。

(2) 注意事項

(出資団体)8件

		事 項
1	社会福祉法人千葉県社会福祉事業団	就労支援事業所改修工事の執行において、建設工事等契約事務取扱実施要綱第16条に基づく工期延期願を受理したにもかかわらず変更契約を締結していないこと、また、同工事を含む平成23年度の指名競争入札において同要綱第11条に基づく最低制限価格の設定手続が不明確なまま入札を実施していたことが認められたため、今後は、適正な契約事務手続を行うこと。
2		平成23年度会計に係る財務諸表において、勘定科目の表示誤りや未払金の二重計上など、その内容に誤りが認められたため、今後は、財務諸表の重要性を認識し、正確な財務諸表を作成すること。
3	財団法人千葉県漁業振興基金	基本財産を財源とした金融商品の購入においては、元本保証のない投資や一部利払い停止の仕組債投資など、為替相場等の動向によるリスクの高い金融商品が多額となっている。 こうした現状を踏まえ、基本財産が法人運営上の基礎であり、その維持管理は極めて重要であることに鑑み、理事及び監事は、それぞれの責任の重さを自覚し、理事会の機能が十分発揮されるよう効果的な意見及び助言をもって取り組み、その公共性について十分認識し、安全かつ確実な資金運用に努めること。
4	公益財団法人 千葉県産業振興センター	平成23年度決算において、設備貸与事業、機械類貸与事業、成長企業設備貸与事業及び設備資金貸付事業における未収貸付料等は、前年度より1億163万円余り減少しているものの、依然として3億5,529万円余りと多額であることから、債権管理に万全を期し早期回収に努めること。



5	いすみ鉄道株式会社	平成23年度決算において、当期純利益を計上したものの、出資額2億6,900万円に対し、株主資本が1億4,224万円余りと大幅に減少しているため、更なる経営の改善に努めること。
6	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	千葉県千葉リハビリテーションセンターの管理運営に関する協定書第17条に基づき、他業者へ再委託する際には、契約前に契約方法、契約書案の写しを県へ報告すると定められているが、報告を怠っていること。また、業務委託契約に定められた支払時期について、年度末にまとめて支払っている事例など、相当数の支払いが遅延していることから、契約書どおりの支払事務を行うこと。今後は、事務改善を行うなど、内部けん制機能が十分発揮されるよう、適正な契約事務手続を行うこと。
7	一般財団法人千葉県まちづくり公社	性状分析業務委託において、財務規程に定める予定価格を記載した書面を作成していなかったため、今後は適正な契約事務を行うこと。
8	千葉県住宅供給公社	平成23年度決算において、賃貸管理事業における未収家賃等が、前年度に比較し9,199,483円減少したものの、依然として85,066,249円認められることから、債権管理に万全を期し、早期回収に努めること。

(補助金交付私立高等学校) 1件

		事 項
1	東京学館浦安高校	平成23年度決算処理において、補助金収入の過大計上や、未収入金の計上漏れなど勘定科目の計上誤りが多数見受けられたことから、今後は、正確な財務諸表を作成すること。

(指定管理者) 2件

		事 項
1	株式会社オーエンス (県立東金青年の家)	事業報告書に記載された収支計算書について、食事代やクリーニング代に係る収支が除かれており全体の収支が明確になっていないこと、委託料の金額が誤って記載されていたこと等、不適切な事項が認められたので、今後は、適正な事務処理を行うこと。
2		建築物の構造等に係る点検に係る第三者への業務委託について、双方の事実誤認により平成23年度において当該年度に履行する必要のない業務委託契約を締結し、そのまま契約不履行となっていることが認められたので、今後は、適正な契約事務及び業務執行管理に努めること。

### (3) 意見

(出資団体)4件

事 項	
1	公益財団法人ちば国際 コンベンションビューロー 基本財産の資金運用については、財団の公共性を十分認識し、安全かつ確実な資金運用に努めること。
2	公益財団法人かずさDNA 研究所 法人としての資金運用の基本方針や事務手続を明確にする必要があるため、関係規程等を整備するとともに、リスク管理に万全を期すること。
3	社会福祉法人千葉県社 会福祉事業団 業務委託契約の入札執行において、過去、数年間に亘り指名業者及び落札業者がほぼ同じ業者であり、落札率も高止まりとなっており、不自然さが伺える。今後は競争性、透明性が十分発揮されるよう、指名業者数を増やすなど、指名業者の選定方法について検討すること。
4	公益財団法人 千葉県下水道公社 庁舎清掃業務委託契約等において5年間にわたり落札業者が同じ業者であること、このうち清掃業務に関しては請負可能な業者が多数存在するにもかかわらず入札参加者が少ないこと、また、薬品購入の単価契約で5年間にわたり100パーセントの落札率となっていること等、不自然な入札結果となっていることから、その原因を検証・分析した上で競争性、透明性が十分確保できるよう入札方法の改善等について検討すること。

## 例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回(実地検査1回、書面検査11回)実施し、いずれも適正であることを確認した。

### 1 会計管理者所管の会計

#### (1) 審査の対象

平成24年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

平成24年度 千葉県一般会計  
平成24年度 千葉県特別会計財政調整基金  
平成24年度 千葉県特別会計県債管理事業  
平成24年度 千葉県特別会計地方消費税清算  
平成24年度 千葉県特別会計自動車税証紙  
平成24年度 千葉県特別会計市町村振興資金  
平成24年度 千葉県特別会計公営競技事業  
平成24年度 千葉県特別会計母子寡婦福祉資金  
平成24年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業  
平成24年度 千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業  
平成24年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金  
平成24年度 千葉県特別会計就農支援資金  
平成24年度 千葉県特別会計営林事業  
平成24年度 千葉県特別会計林業・木材産業改善資金  
平成24年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金  
平成24年度 千葉県特別会計流域下水道事業  
平成24年度 千葉県特別会計港湾整備事業  
平成24年度 千葉県特別会計土地区画整理事業  
平成24年度 千葉県特別会計奨学資金

#### (2) 審査の手続

平成24年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているか、不適正な経理処理は行われていないか、などの諸点に留意するとともに、平成22年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、関係諸帳簿、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、さらに定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

各会計の決算については、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、決算に関する計数はいずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行については、一部に改善すべき事項等が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

なお、平成24年度においては、需用費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

また、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金は未だ解消されていないが、不適正な経理処理により県に与えた損害額については、平成25年4月末現在において業者からの返還額と職員等からの返還額が、プール金を含めた弁済すべき額を上回ったため、職員からの返還は終了した。

#### イ 審査の意見

##### (ア) 決算の状況

###### a 決算総額

平成24年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して727億4,378万余円(3.1パーセント)減少し、2兆2,790億8,324万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して712億6,281万余円(3.1パーセント)減少し、2兆2,547億1,020万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で47億7,981万余円、特別会計では105億7,904万余円の黒字となっている。

###### b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して907億3,709万余円(5.4パーセント)減少し、1兆5,913億9,145万余円となった。

この主な要因は、県税が119億9,743万余円増加したものの、繰入金が395億9,141万余円、諸収入が302億648万余円、国庫支出金が184億1,405万余円、地方交付税が100億5,791万余円それぞれ減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より13億5,077万余円減少し、平成24年度末現在は346億9,778万余円となった。

収入未済の主なものは、県税が前年度と比較して11億2,412万余円(3.3パーセント)減少しているものの、325億6,478万余円であり、その大半を占めている。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して867億2,774万余円(5.2パーセント)減少し、1兆5,780億2,691万余円となった。

この主な要因は、民生費が98億6,243万余円、公債費が78億9,849万余円それぞれ増加したものの、総務費が419億6,549万余円、商工費が322億3,585万余円、衛生費が160億6,913万余円、教育費が59億2,502万余円それぞれ減少したことなどによるものである。

d 特別会計について

特別会計歳入総額は、前年度と比較して179億9,330万余円(2.7パーセント)増加し、6,876億9,178万余円、また、特別会計歳出総額は、前年度と比較して154億6,492万余円(2.3パーセント)増加し、6,766億8,329万余円となった。

この主な要因は、特別会計県債管理事業が178億9,588万余円増加したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して1,399万余円(2.3パーセント)増加し、6億1,524万余円となった。

収入未済の主なものは、特別会計母子寡婦福祉資金が前年度と比較して1,534万余円(4.0パーセント)増加し、3億9,887万余円、特別会計就農支援資金が前年度と比較して778万余円(8.2パーセント)減少し、8,712万余円などとなっている。

(イ) 意見

a 今後の財政運営について

平成24年度の一般会計の決算は、介護給付費県負担金や国保県財政調整交付金などの増により民生費が増加しており、また公債費も増加している。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、前年度の94.7パーセントから95.7パーセントになり、前年度比で1.0ポイント上昇している。また、歳入全体に占める自主財源の比率は、前年度の57.6パーセントから57.5パーセントに0.1ポイント低下している。

今後も高齢化の進展などにより一層の社会保障関係経費の増加が続くとともに、公債費も増加するなど義務的経費の増加が続く、厳しい財政状況が続くものと見込まれることから、今後の財政運営においては、自主財源を中心とした歳入の確保や徹底した事務事業の見直しなどにより、計画的な財政の健全化に向けた取組を進められたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が325億6,478万余円と多額であり、また、不納欠損額が31億4,108万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、徴収体制の充実・強化、課税客体の的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、21億3,299万余円と多額であり、また、不納欠損額が2億5,090万余円であることから、「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針(平成24年1月27日)」に基づき、法的措置を含めた回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

また、収入の一層の確保と事務の効率化を図る観点から、債権管理に係る全庁的な判断基準の検討を進められたい。

(c) 県債については、建設地方債等の残高は平成17年度から減少しているものの、臨時財政対策債の多額の発行が続いていることから、県債残高は年々増加傾向にあり、一般会計の平成24年度末県債残高は、前年度末と比べ4.6パーセント増の3兆1,632億9,588万余円となっている。

今後とも後年度負担に配慮した県債の計画的な発行に留意されたい。

#### c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、厳しい財政状況の下でも、安全・安心、医療・福祉、防災など「暮らし満足度日本一」の千葉の実現に向けた施策を着実に実現していくとともに、東日本大震災の復旧・復興事業にも引き続き取り組んでいく必要があることから、徹底した経費の節減を図ることはもちろん、歳出全般の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、全体で613億5,058万余円と多額であり、そのうち土木費が58.6パーセントに当たる359億6,356万余円となっている。

繰越額は、前年度と比較すると増加しており、その理由は、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に関連した平成24年度2月補正予算(追加提案分)に係る繰越が多額であったことなどによるものである。

歳出予算については、本来当該年度に執行することが原則であることから、繰越額の縮減に努められたい。

#### d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減を図ることはもとより、歳入予算に見合った計画的な予算執行を図ることに加え、特に貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金金の縮減を図られたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

また、委託業務について、一部に著しい低価格での落札が見受けられることから、低入札価格調査制度の活用等により、適正な履行を確保されたい。

f 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理についても十分な監督・指導を行われたい。

また、公社等外郭団体の適正な資金運用の確保を図るため、各団体における資金運用体制の整備等について、適切な指導を行われたい。

g 事務費の不適正な経理処理について

平成24年度会計においては、不適正な経理処理は認められなかった。

しかしながら、相当以前から存在したと思われる規定にない現金等が発見された所属もあったことから、今後も、職員にコンプライアンス意識を徹底させ、また、内部けん制体制を強化するなど、引き続き再発防止に向けた取組を行われたい。

なお、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金の未返還分(平成24年度末現在において201,824,205円)については、返還を完了した業者との公平性を考慮し、返還されるよう引き続き交渉されたい。

(ウ) 改善又は留意すべき事項

a 改善すべき事項2件

	機 関 名	改 善 す べ き 事 項
1	健康福祉部 児童家庭課	<p>特別会計母子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び雑入（違約金）398,874,649円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>収入未済の解消に向けては、児童家庭課と健康福祉センターが一体となった取組が不可欠であるが、両者による検討会議の開催等、収入未済の解消に向けた新たな取組が認められる。しかしながら、収入未済額は依然として増加していることから、さらに両者の連携を強化し、速やかな収入未済の解消に向けて取り組むこと。</p> <p>また、貸付に当たっては当該貸付制度の趣旨を十分説明し、収入未済の発生防止に努めるとともに、違約金においては、明確な基準による適正な債権管理を行うこと。</p>
2		<p>民生費負担金（児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金（児童養護施設等））については、新たな取組として、収入未済縮減対策を講じ関係出先機関と連携して収入未済解消に努めているものの、90,418,597円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加している状況にある。収入未済の早期解消に向けては、関係出先機関と連携強化を図り効果的な対策に取り組み、徴収対策には万全を期すこと。</p> <p>なお、本事項は、前回決算審査において留意すべき事項としたが、改善の効果が十分には認められないため、改善すべき事項とするものである。</p>

b 留意すべき事項11件

	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	健康福祉部 児童家庭課	<p>雑入（児童扶養手当返還金）24,415,758円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
2	健康福祉部 障害福祉課	<p>民生費負担金（児童措置費負担金（障害児施設分））25,590,880円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
3	環境生活部 廃棄物指導課	<p>雑入（行政代執行費用等原因者償還金）720,521,525円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>



4	商工労働部 経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）46,304,718 円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
5	農林水産部 団体指導課	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入の収入未済 57,547,888 円（農業改良資金貸付金返納 49,916,388 円、就農支援資金貸付金返納 7,631,500 円）及び雑入（違約金）の収入未済 29,578,186 円について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
6		特別会計林業・木材産業改善資金の貸付金元利収入の収入未済 42,233,000 円について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
7	農林水産部 安全農業推進課	雑入（補助金返還金）16,320,000 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
8	県土整備部 河川環境課	雑入（行政代執行費用原因者負担金等）26,182,332 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
9	県土整備部 都市整備局住宅課	土木使用料（県営住宅使用料）366,753,776 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
10	教育庁企画管理部 財務施設課	特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納）38,191,034 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
11	警察本部	過料（放置違反金）318,710,000 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

## 2 公営企業管理者所管の会計

### (1) 審査の対象

平成24年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

平成24年度 上水道事業会計  
平成24年度 土地造成整備事業会計  
平成24年度 工業用水道事業会計  
平成24年度 病院事業会計

### (2) 審査の手続

平成24年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条(経営の基本原則)の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、平成22年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿、証拠書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

審査に付された4事業の運営は、経営の基本原則の趣旨に従って行われており、決算書及び附属書類は、いずれもその計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。予算の執行については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

また、平成24年度においては、備消耗品費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

#### イ 審査の意見

##### (ア) 全事業会計共通事項

##### a 意見

- (a) 随意契約を始めとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まれない。
- (b) 東日本大震災に伴う公共施設等の復旧・復興に向けて、修繕費及び耐震補強工事等の新たな負担が生じることから、経費の節減等により財源の確保を図り、事業遂行に支障がないよう経営の健全化に努められたい。

(c) 平成26年度予算・決算から適用される新地方公営企業会計制度の施行に向け、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、借入資本金の負債への計上や償却資産に係るみなし償却の廃止、退職給付引当金をはじめとする各種引当金の計上等の会計処理に遺漏のないよう準備されたい。

(d) 平成24年度会計においては、不適正な経理処理は認められなかった。

今後も、職員にコンプライアンス意識を徹底させ、また、内部けん制体制を強化するなど、引き続き再発防止に向けた取組を行われたい。

## (イ) 上水道事業会計

### a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が711億522万余円で、営業費用等の水道事業費用が641億8,812万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が67億3,080万余円で、建設改良費等の資本的支出が333億5,867万余円となった。

次に、損益については、収益は677億5,236万余円、費用は616億6,873万余円で、純利益が前年度に比べ1億1,620万余円減の60億8,363万余円となった。

収益は、給水収益は増加したものの、補助金等の減少により前年度に比べ5,543万余円減少している。

一方、費用は、原水及び浄水費や給水費等の増加により前年度に比べ6,077万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ33億100万余円増の82億1,876万余円、有価証券は、前年度に比べ1,143万余円増の390億6,781万余円となった。

### b 意見

(a) 平成24年度における当年度純利益は、昨年度並みの純利益60億8,363万余円を計上しているが、今後も「千葉県水道局中期経営計画2011(平成23年度～平成27年度)」を踏まえ、引き続き経営基盤の強化を図られたい。

(b) 布設後概ね40年以上経過した経年管増加延長が更新延長を大幅に上回る状況にあることから、優先順位を勘案し、5か年の整備計画に基づき、より効率的な管路整備を図られたい。

(c) 的確な水需要予測に基づき、各事業の必要性・採算性等について十分検討し、過大な投資とならないよう施設整備を図られたい。

(d) 未収金については、水道料金の口座振替による支払いを推進するなど、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、管理基準策定の検討など一層の債権回収強化、債権の適切な管理の徹底に取り組まれない。

(e) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新、施設整備等将来負担の増加に備え企業債借入れ抑制の徹底など、更なる効果的な管理に努められない。

(ウ) 土地造成整備事業会計

a 決算の状況

土地造成整備事業会計における収益的収支決算額は、造成土地売却収益、造成宅地売却収益等の事業収益が 321 億 9,780 万余円で、造成土地売却原価、造成宅地売却原価等の事業費用が 303 億 4,143 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計貸付金返還金等の資本的収入が 34 億 4,768 万余円で、工事費等の資本的支出が 183 億 8,739 万余円となった。

次に、損益については、収益は 321 億 8,428 万余円、費用は 303 億 260 万余円である。この結果、前年度の 88 億 137 万余円の純損失から、18 億 8,168 万余円の純利益となった。

収益は、造成宅地の売却収益の増加等により営業収益が増加したこと、引当金の取崩しのため特別利益が増加したこと等により、前年度に比べ 127 億 7,406 万余円増加している。

一方、費用は、特別損失が増加したこと等により、前年度に比べ 20 億 9,101 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 129 億 6,553 万余円減の 190 億 6,748 万余円、有価証券は前年度と比べ 130 億 245 万余円増の 339 億 9,616 万余円となった。

b 意見

(a) 土地造成整備事業を円滑に収束するため、次に掲げる事項について特に留意されたい。

事業収束に向けた具体的な取組について、平成 25 年 7 月に策定した「企業庁造成土地整理事業及び土地造成整備事業の清算取組方針」に従い、着実に実施されたい。

長期事業収支見通しについては、随時見直しを行い、事業収束時までの資金収支を的確に把握するなど、保有資金の確保に努められたい。

残余の資産及び負債を後継組織へ適正な評価で引き継ぐためにも、関係市町村への負担金を貸借対照表に計上するなど、財務諸表の作成に当たっては、より一層実態に沿うよう努められたい。

協定等に基づく負担金等については、市町村等の関係者と見直し協議を進め、その負担額の縮減に努めるとともに、早期に額の確定をされたい。

貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。

整備済みの公共施設等については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の節減に努められたい。

- (b) 土地の分譲に当たっては、需要者のニーズに的確に対応するなど、一層の分譲促進に努められたい。
- (c) 千葉北部地区新市街地造成整備事業について、平成25年度に新住宅市街地開発法に基づく事業期間が終了するため、共同施行者の独立行政法人都市再生機構との清算協議を引き続き行い、平成25年度内に清算基本協定を締結されるよう努められたい。
- (d) 工事等の予算執行においては、関係各課との横断的な工程管理を適正に行うなど、繰越額及び不用額の縮減に努められたい。

## (工) 工業用水道事業会計

### a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が138億5,895万余円で、浄配水費等の事業費用が111億487万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が26億1,641万余円で、企業債償還金等の資本的支出が114億2,629万余円となった。

次に、損益については、収益は132億4,038万余円、費用は105億9,497万余円で、純利益が前年度に比べ3億7,031万余円増の26億4,541万余円となった。

収益は、負担金、補助金等が増加したことにより、前年度に比べ5億8,989万余円増加している。

一方、費用は、浄配水費、減価償却費、雑支出等が増加したことにより、前年度に比べ2億1,957万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ14億7,079万余円減の41億7,966万余円、有価証券は前年度に比べ171万余円増の119億9,880万円となった。

### b 意見

(a) 近年、受水企業の廃止等による契約水量の減により収益が減少傾向にあること、また、建設仮勘定の精算に伴う減価償却費の増加等、費用の増加が見込まれることから、新規需要の開拓による料金収入の確保に努めるとともに、一層の維持管理コスト等の節減により、経営の健全化を推進されたい。

(b) 房総臨海地区工業用水道事業において、土地造成整備事業会計より309億4,533万余円の借入れがあるが、平成24年度に策定した返済計画を着実に実行し、返済に努められたい。

(c)施設の老朽化の進行に伴う更新や施設耐震化の一層の強化については、前期中期経営計画(平成20年度~平成24年度)に基づき、計画的に実施されてきたところであり、引き続き、後期中期経営計画(平成25年度~平成29年度)により、重要度、優先度を勘案しながら計画的に進められたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が440億6,037万余円で、医業費用などの病院事業費用が427億7,120万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が38億3,199万余円で、建設改良費などの資本的支出が53億6,740万余円となった。

次に損益については、収益は440億1,386万余円、費用は427億2,670万余円で、純利益が12億8,716万余円となり、前年度に続き黒字を確保した。

また、累積欠損金は平成24年度末で243億7,657万余円となっている。

収益は、入院収益、外来収益及びその他医業外収益が増加したことなどにより、前年度に比べ9億9,682万余円増加している。

一方、費用は、給与費、材料費及び経費が増加したことなどにより、前年度に比べ8億4,197万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ30億3,086万余円増の91億7,667万余円となった。

b 意見

(a)平成24年度においては患者数の増加などにより収益が増加し、前年度に続き純利益を確保したが、新たに策定した「千葉県病院局中期経営計画(第3次)(平成24年度~平成28年度)」に基づき、一層の経営効率化・安定化を推し進め、目標を達成するよう努められたい。

(b)未収金については、病院局作成の「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」に基づき、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な整理、制度管理の徹底に取り組まれたい。

(c)患者負担の縮減や医療費抑制の観点から、ジェネリック薬品の使用について、より積極的に取り組まれたい。

(d)平成26年度から適用される地方公営企業会計制度の見直しは、病院事業会計においては特に影響が大きいものと思料される。今後は、新会計制度への移行準備を早急に進めるなどして、適正で円滑に対応できるよう取り組まれたい。

c 留意すべき事項

平成24年度決算において、純利益を計上したものの、依然として累積欠損金が24,376,575,128円と多額であることから、引き続き経営の健全化に取り組み、累積欠損金の解消に努めること。

## 基金運用状況審査

### 1 審査の実施状況

#### (1) 審査の対象

平成24年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

平成24年度 千葉県土地開発基金

平成24年度 千葉県美術品等取得基金

#### (2) 審査の手続

平成24年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨にそって適正で、かつ、効率的に行われているか、また計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

#### (3) 基金の運用状況

##### ア 土地開発基金

平成24年度末の基金現在高は、1,800,000,000円で、その内訳は、貸付金1,800,000,000円である。

##### イ 美術品等取得基金

平成24年度末の基金現在高は、2,000,000,000円で、その内訳は、現金686,260,000円、物品1,313,740,000円である。

### 2 審査の結果及び意見

#### (1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認める。

#### (2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正に執行されていると認められる。



## 健全化判断比率等審査

### 1 健全化判断比率審査

#### (1) 審査の対象

平成24年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

#### (2) 審査の手続

健全化判断比率審査に当たっては、

- ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。
- イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。
- ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

#### (3) 審査の結果及び意見

##### ア 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	- %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	11.2 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	191.9 %	400.0 %	

##### イ 審査の意見

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

将来負担比率については191.9パーセントであり、前年度(202.5パーセント)と比べ10.6ポイント改善している。

また、実質公債費比率(3か年平均を比率として用いる)については11.2パーセントであり、前年度(11.4パーセント)と比べ0.2ポイント改善した。

なお、平成24年度の単年度で見ると、前年度の11.4パーセントから11.1パーセントと0.3ポイント改善したことになる。

以上のことから、平成24年度においては実質公債費比率、将来負担比率いずれも改善しているが、次の点に留意する必要がある。

今後、健全な財政運営を図っていく上で、地方債の償還財源として地方交付税が措置されない退職手当債や建設地方債等の発行抑制に努め、後年度負担に十分配慮し計画的に対応するなど、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制に一層努められたい。

## 2 資金不足比率審査

### (1) 審査の対象

平成24年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### (2) 審査の手続

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	平成24年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地造成整備事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	- %	20.0 %

### 1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第242条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

### 2 監査の結果

平成24年度は12件の請求があったが、取り下げられた1件を除き、いずれも監査委員全員の除斥により監査不能であるか地方自治法に定められた要件を備えていない請求であったため、監査を実施していない。

### 1 外部監査の概要

外部監査は、平成11年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、平成24年度は、2記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

### 2 包括外部監査人

公認会計士 岡田 三夫

### 3 包括外部監査のテーマ・監査対象

- (1) 監査テーマは、「基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について」とされた。
- (2) 監査対象は、商工労働部経済政策課、経営支援課、観光企画課、雇用労働課、農林水産部農林水産政策課、団体指導課、耕地課、森林課、漁業支援課、県土整備部県土整備政策課、一般財団法人千葉県まちづくり公社、公益財団法人千葉県産業振興センター、千葉県信用保証協会、公益財団法人千葉県水産振興公社、財団法人ちば国際コンベンションビューロー、一般財団法人千葉県観光公社を対象として、監査が行われた。

### 4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報(平成25年3月26日第12802号)に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

(アドレス:<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>)

【資料】

1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	千坂 正志	平成 22 年 4 月 1 日	-	非常勤 常勤(平成 24 年 4 月 1 日から)： 代表監査委員 (平成 24 年 4 月 2 日から)
	藤代 政夫	平成 24 年 4 月 1 日	-	非常勤
議選委員	吉本 充	平成 24 年 7 月 7 日	平成 25 年 7 月 2 日	非常勤
	田中 信行	平成 24 年 7 月 7 日	平成 25 年 7 月 2 日	非常勤
	石橋 清孝	平成 25 年 7 月 3 日	-	非常勤
	湯浅 和子	平成 25 年 7 月 3 日	-	非常勤

## 2 平成24年度監査計画

(平成24年7月27日決定)

### 1 はじめに

長引く経済不況の状況下、平成20年の会計検査院の調査に端を発した不正経理問題で、千葉県においても、約30億円以上の不適正な経理処理が組織的に行われていたことが発覚し、多くの職員が処分を受ける事態となり、県民の信頼を一気に失うこととなった。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、千葉県に甚大な被害をもたらし、土地や家屋、防潮堤、ライフライン、食や水の安全など、県民の生命、安全に直接関わる部分についての脆弱性が露見することとなり、防災体制の大幅な見直しを強いられることとなった。

このような危機的状況の中、失われた信頼の回復と、健全な行財政運営の確保のため、公正不偏で独任制の執行機関たる監査委員に対する県民の注目と期待は、かつてない程大きい。

公正で効果的な監査を実施し、県民への責任を果たすべく、千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、平成24年度監査計画を次のとおり定める。

### 2 基本方針及び重点監査事項

#### (1) 基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を上げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を実施方針に基づき実施する。

実施にあたっては、外部監査の結果に留意し、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証を行う。

また、監査結果等の情報を県民に速やか且つ分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

#### (2) 重点監査事項

##### ア 適正な経理処理の徹底について

下記に掲げる事項について、経理処理が適正に行われ、かつ徹底されているか監査を行う。

##### (ア) 普通会計

###### 需用費等の執行について

需用費について、物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、また、その他の支出科目についても、予算執行が適正に行われているかを確認する。

###### 収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付に係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

#### 契約事務について

工事及び委託事業において、入札や随意契約などの契約事務が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているかを確認する。

#### 公共事業の執行について

公共事業の予算執行が適正に行われているか、工事の工程管理を適正に行うなどにより繰越額の縮減に努めているか、また、予算の繰越をする場合の手続は適正に行われているかを確認する。

### (イ) 公営企業会計

#### 備消耗品費等の執行について

備消耗品費等について、物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、また、その他の支出科目についても、予算執行が適正に行われているかを確認する。

#### 契約事務について

工事及び委託事業において、入札や随意契約などの契約事務が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているかを確認する。

#### 工事の執行について

工事の予算執行が適正に行われているか、工程管理を適正に行うなどにより繰越額の縮減に努めているか、また、予算の繰越をする場合の手続は適正に行われているかを確認する。

### イ 内部けん制体制について

不適正経理問題の教訓を踏まえ、職員のコンプライアンス意識の浸透について検証を行うとともに、適正な事務執行が行われるために、組織としての取組みや体制が確立されているかなど、内部けん制体制の機能について監査を行う。

## 3 実施方針及び実施方法等

### (1) 定期監査

ア 平成24年度の県における事務や事業の執行全般を対象として、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成24年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施する

ウ 監査対象機関は、平成24年4月1日現在の484機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

### (2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度委員が協議して定める。

### (3) 行政監査

県の事務事業の執行について、監査委員が必要と認めるものについて、監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

### (4) 財政的援助団体等監査

ア 平成23年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導 監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに物品購入に係る支出事務について適正に行われているかを確認する。また、県等からの受託の状況を把握し、それに基づく再委託契約が適正であるか確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資法人

県の補助金が3億円以上の私立高等学校

県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）

県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

### (5) 例月出納検査

ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。

イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び34基金並びに公営企業管理者所管の4特別会計及び1基金とする。

ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回（12月）及び書面検査を年3回（6月、9月、2月）実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

### (6) 決算審査

ア 普通会計

平成24年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

平成24年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営



成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

#### (7) 基金運用状況審査

ア 平成24年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

#### (8) 健全化判断比率等審査

ア 平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査の終了後実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

#### (9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法を定めて実施する。

### 4 監査結果のフォローアップ

(1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているか把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。

(2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

## 5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	平成 25 年 8 月
		公営企業会計	平成 25 年 7 月
	出先機関		平成 24 年 9 月～平成 25 年 7 月
財政的援助団体等監査		平成 24 年 9 月～平成 25 年 3 月	平成 24 年 12 月、 平成 25 年 2 月・6 月
決算審査	普通会計	平成 25 年 8 月	平成 25 年 9 月
	公営企業会計	平成 25 年 7 月	
基金運用状況審査		平成 25 年 8 月	平成 25 年 9 月
健全化判断比率等審査		平成 25 年 8 月	平成 25 年 9 月
例月出納検査		毎月 25 日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査計画で定める日	平成 24 年 12 月、 平成 25 年 2 月・6 月・9 月

(注 1) 報告は、県議会、知事及び関係委員会等に提出する。

(注 2) 決算審査結果は、知事に提出し、知事が決算とともに県議会に提出する。

## 6 監査結果等の公表

監査結果及び講じた措置等について、県報掲載により公表するとともに、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、わかりやすく情報提供を行う。

## 7 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。また、監査結果及び講じた措置の公表を行う。

## 8 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機 関 数	監 査 計 画 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	102	102		102
	出先機関	340	153	187	340
	計	442	255	187	442
公 営 企 業 会 計	本 庁	16	16		16
	出先機関	26	17	9	26
	計	42	33	9	42
合 計	本 庁	118	118		118
	出先機関	366	170	196	366
	計	484	288	196	484

(注1) 本庁各課(局・室)の監査は、委員全員により実施する。

(注2) 出先機関の実地監査は、原則委員2名により実施する。

(注3) 書面監査は、委員全員により実施する。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	35	19	1	20
私立高等学校	25	5	2	7
その他の援助 (補助)団体	19	4	0	4
指定管理者	15	5	0	5
計	94	33	3	36

(注) 実地監査は原則委員2名により実施し、書面監査は委員全員により実施する。

## 千葉県監査 - 平成24年度版 -

---

---

平成26年3月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1 - 1 千葉県庁南庁舎6階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>